

第38回 宇部市廃棄物減量等推進審議会 審議事項
事業系ごみの減量化対策について

<今回のごみ処理手数料改定の考え方>

- 1 手数料改定の対象区分
直接搬入ごみのうち可燃ごみ、不燃ごみ、埋立ごみとし、資源ごみについては、据え置きとする。
- 2 改定率の設定基準
まず、搬入量の大半を占める可燃ごみ処理手数料の改定割合（値上げ幅）を設定し、不燃ごみ、埋立ごみはこれに合わせる。
- 3 直接搬入可燃ごみの平成20年度の目標を22,000トンとする。
- 4 現在の焼却施設の実態に合った、ごみ処理原価を手数料に反映させる。
- 5 改定の実施時期は、平成20年4月1日からとする。
- 6 埋立ごみについては、今回の改定後、新埋立地供用開始に合わせ、事業団と調整後、再度改定をする。